

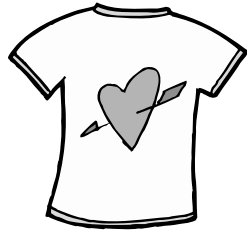
『布類』の特別収集について

昨年11月から資源ごみとしました「布類」の特別収集を下記により予定しています。

■市街地区 5月下旬

■離島地区 6月下旬

「布類」の収集については、ごみステーションでの収集は行わず、集会所などを拠点にして、回収を行います。回収日が近くなりましたら、集会所や時間をお知らせいたします。



資源として回収できる「布類」についてご用意をお願いします。

■資源となる「布類」

衣類、タオルなどで綿50%以上のものです。洗濯をした後、透明な袋に入れてお持ちください。ボタンやファスナーははずさなくてもよいです。(これ以外の布類は、一般ごみで排出してください。)

☀️「フリーマーケット」などを利用する方法もあります。リサイクルに心がけましょう。

『古紙類』の出し方について

①新聞とチラシは、一緒にしばってください

➔チラシとは、新聞の折込チラシ、カタログに一枚もので入っているもの。

②雑誌、カタログ類は一緒にしばってください

➔カタログは、製本(本になっているもの)してあるもの。また、カタログ類の中に一枚もので入っているチラシは、のチラシで出してください。

③ダンボール

➔ダンボールとは、断面が波状になっているもので、ダンボール原紙で貼【ヒモで十文字にしばる】り合わせたものです。紙箱は一般ごみです。



④紙パック

➔紙パックは、中を洗浄し、乾かし、しばって出してください。中がアルミで加工してあるようなものは、一般ごみです。

生活環境課 だより

▼ 問合せ先 ☎ 2-1211
(内線122・123)

きれいな町づくり

町民みなさまの

ご協力をお願いします

合併処理浄化槽設置整備事業について

町では、昨年10年計画で、公共下水道計画区域を除く町内全域を対象に、水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図る目的で「合併処理浄化槽設置整備事業」を推進しています。

この事業は、合併処理浄化槽の設置を希望される方を対象に下記の人槽区分毎に決められた額を補助金として交付し、設置の促進を図る事業です。

対象地域 / 公共下水道事業計画区域を除く行政区域(天売・焼尻・築別・曙・寿町の一部・中央・平・上羽幌・高台・汐見地区)
補助対象者 / 上記地域の方で、個人の専用住宅で処理対象人員10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する方。

補助金額

人槽区分	限度額(市街)	限度額(離島)
5人槽	375,000円	437,500円
6~7人槽	438,000円	511,000円
8~10人槽	555,000円	649,500円